

スマホからのお試しで美容液を注文したら定期購入だった！

事例

スマホの広告から初回限りの配送、お試し3千円の美容クリームを注文した。先日商品を受け取り請求書に次回発送日を書いてあり定期購入に気が付いた。すぐ解約の連絡をしたが電話が繋がらずチャットから解約を申し出た。すると4回継続が条件のコースで解約は出来ないと言われた。「初回限りの契約」を注文しており、4回継続コースは頼んでいない。総額4万5千円になる。使ってみたら肌にピリピリ痛みが出て使うのを止めた。(70代女性)



アドバイス

- スマホの広告を見て、「1回だけの購入のつもりが縛りのない定期購入だった」という相談が多く寄せられています。
- インターネット通販は、支払総額、解約・返品について記載することになっており、書かれた内容については、事業者のルールに従わなければなりません。
- 商品を注文する際には、「お試し価格」などのお得な情報だけでなく、定期購入が条件になっていないか、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約には「次回発送日の10日前に連絡が必要」というように、解約申し出の時期に制限があったり、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められている場合もあります。しっかり内容を確認しましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

